

横浜植物防疫所交渉（全農林労働組合茨城分会）
議事要旨

1. 開催日時：平成30年4月26日（木）12:05～ 12:15 （10分）

2. 場 所：横浜植物防疫所会議室

3. 出席者：

横浜植物防疫所	大友 哲也	所長
同	中村 和臣	総務部長
同	小野寺 守	総務部庶務課長
同	藤村こずえ	総務部庶務課課長補佐
同 東京支所	堀田 公生	支所長
同	今 卓司	支所庶務課長

全農林労働組合茨城分会	益子 重則	委員長
同	石井 俊毅	副委員長
同	竹内 和夫	書記長
同	立川 文男	財政部長

4. 議 題：2018春闘要求書回答
（全農林労働組合茨城分会提出 別添「要求書」）

5. 議事概要：

（小野寺庶務課長）

ただ今から、全農林労働組合茨城分会からの要求に基づく交渉を開始する。
横浜植物防疫所長と横浜植物防疫所東京支所長あての要求書を頂いているが、
横浜植物防疫所の太友所長より併せて回答させていただく。

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。

全農林労働組合茨城分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針について」第3の1の（3）に定められた要件を満たし、交渉事項とする事項は、

- ・「Ⅰ 労働諸条件の改善について」の1及び2の超過勤務縮減の部分、3のハラスメント防止対策の部分、4の休暇が取得しやすい職場環境の整備の部分及び5、6
- ・「Ⅱ 福利厚生施設の充実について」の何でも相談できる職場環境づくりの部分
- ・「Ⅲ 新たな人事評価制度について」

とし、その他の事項については、管理運営事項等に該当することから、要望事項として整理しているので、これを前提に交渉を行う。

（益子委員長）

最近の植防職域における組合員の状況について申し上げます。農林水産業の輸出

拡大戦略に基づく輸出の拡大や訪日旅行者が増加する中で、組合員は水際対策として防疫業務に邁進しているところ。集荷地の検査についても業務量が増加する中で、国民から良質な公共サービスが求められている声が高まっている中で、組合員は日夜献身的に業務に取り組んでいる。

業務量と人員のアンバランスが顕著となっている中で、組合員が働きやすい労働環境作りは当局の力でないと成し遂げられない。組合員がよりよい公共サービスが遂行できる労働環境の整備について、ご努力願いたい。

(大友所長)

本日は遠いところお越しいただき、ありがとうございます。

それでは、交渉対象とする事項について、回答させていただく。

最初に、Ⅰの１及び２の超過勤務の縮減対策について一括して回答する。

超過勤務の縮減については、超過勤務縮減対策検討委員会において検討し、

- ①一人当たりの超過勤務時間が年間360時間、月45時間を超えないように努める、
- ②管理職員は、勤務時間外になってからの業務指示は行わないように努める、
- ③水曜日は定時退庁日、金曜日は定時退庁促進日とし、その趣旨の徹底を図る、
- ④各課・担当内での意見交換や係等毎の業務スケジュールの作成により、予め日程調整を行う等業務の平準化を図るなど具体的事項を定め、超過勤務縮減に向けて取り組んでいるところである。

今後とも、定期的に超過勤務縮減の取組の検証や業務の平準化を行うなど、適切に対応するとともに、超過勤務を命ずる場合は、勤務時間内に行うよう努力してまいりたい。

次にⅠの３のハラスメント防止対策についてである。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止等については、秘書課長通知や人事院が作成した「「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例」を職員掲示板により周知し、その防止に努めてまいりたい。

次にⅠの４の休暇が取得しやすい職場環境の整備についてである。

年次休暇や夏季休暇については、計画的に使用することが重要であるため、

- ①サーバー内に、各課・各担当毎の休暇計画表を作成し、各自が記入する、
- ②ゴールデンウィークや夏季休暇の取得の際には、年次休暇と組み合わせて長期連続休暇となるよう努めるなど、職員掲示板や拡大部課長・統括官会議等において促しており、職員が休暇を取得しやすい環境づくりをしているところであり、引き続きこうした取組を徹底してまいりたい。

次にⅠの５の育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備についてである。

育児休業が取得しやすい職場環境の整備については、「農林水産省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」等に基づき、育児・介護、フレックスタイムなどの制度内容やその利用促進について、これまでも職員周知に努めてきたところである。

育児休業及び育児のための短時間勤務については、掲示板に制度等の概要を掲載するなど職員周知を図るほか、照会があった場合には個別に対応を行っている

ところであり、引き続き、利用しやすい職場環境の整備に努めてまいりたい。

次にⅠの６の働きがいのある民主的な職場の確立についてである。

業務運営に当たっては、日頃からのコミュニケーションが重要と考えており、職員の皆様の意見にも十分配慮して、職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

続いてⅡのメンタルヘルス対策等についてである。

メンタルヘルス対策については、平成22年11月に発出された「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」、平成27年10月からは同指針の改正により、大臣官房参事官（厚生・人事）が策定した「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針」に基づき実施している。

同運用方針においては、引き続き、心の健康に問題のある職員の早期発見・早期対応のため、メンタルヘルスチェックを実施するとともに、職場内の相談体制や外部の専門機関に相談できる体制が整備されており、当所においても職場や専門家が連携して対応している。

職員のメンタルヘルス対策は、円滑な業務運営の観点からも重要な課題であるので、引き続き庶務課・該当職場が連携し対応してまいりたい。

最後にⅢの新たな人事評価制度についてである。

日常的な指導・助言やコミュニケーションについては、人事評価制度にかかわらず、組織内の意識の共有や業務改善等につながるほか、職場の実情を把握する上で最も基礎的な手段と認識している。

今後とも、日常のコミュニケーションを奨励し、十分理解の得られる人事評価となるよう尽力してまいりたい。

（益子委員長）

ご回答ありがとうございました。最後に、つくばほ場、鹿島出張所は本所、支所から距離は離れているが、回答にもあったとおりコミュニケーションが重要であると組合も思っており、風通しのよい職場作りについて願います。

（大友所長）

本日の交渉を踏まえ、今後とも、職員の皆様の意見にも十分配慮し、職員が安心して働きやすい職場となるよう、引き続き努力してまいりたい。

（小野寺庶務課長）

以上をもって、全農林労働組合茨城分会からの要求に基づく交渉を終了する。

－ 以 上 －

2018年4月26日

横浜植物防疫所

所長 大友 哲 也 殿

全農林労働組合茨城分会
委員長 益 子 重



要 求 書

私たちは連合に結集し、「底上げ・底支え」「格差是正」と「全ての労働者の立場に立った働き方の実現」を推し進め、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」に向け、2018春季生活闘争を進めています。

一方、農林水産省においては、「農業競争力強化プログラム」を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき「強くて豊かな農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた各種施策を推進していますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような状況の中で私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項をとりまとめました。

貴職におかれては、農林水産行政の円滑な推進と公務員の生活と労働条件を維持・改善するため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

1 労働諸条件の改善について

1. 横浜植物防疫所として、つくば圃場において厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。

また、超過勤務手当については全額支給すること。

2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、横浜植物防疫所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。

3. 横浜植物防疫所として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。

4. 横浜植物防疫所として、つくば圃場において年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
5. 横浜植物防疫所として、育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 横浜植物防疫所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、横浜植物防疫所つくば圃場におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

横浜植物防疫所つくば圃場における期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上

2018年4月26日

横浜植物防疫所東京支所

支所長 堀田 公生 殿

全農林労働組合茨城分会

委員長 益子 重



要 求 書

私たちは連合に結集し、「底上げ・底支え」「格差是正」と「全ての労働者の立場に立った働き方の実現」を推し進め、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現」に向け、2018春季生活闘争を進めています。

一方、農林水産省においては、「農業競争力強化プログラム」を踏まえた「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき「強くて豊かな農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けた各種施策を推進していますが、職場は連年に亘る定員削減により超過勤務は慢性化しており極めて厳しい労働環境にあります。

このような状況の中で私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項をとりまとめました。

貴職におかれては、農林水産行政の円滑な推進と公務員の生活と労働条件を維持・改善するため、下記事項の実現に向けて最善を尽くすよう要求します。

記

1 労働諸条件の改善について

1. 横浜植物防疫所東京支所として、鹿島出張所における厳格な勤務時間管理体制を確立し、事前命令の徹底、実効のある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。

また、超過勤務手当については全額支給すること。

2. 定員削減により人員が減少する中、農林水産施策への的確に対応するため、横浜植物防疫所東京支所として既存業務の抜本的かつ実効ある効率化や非常勤職員の雇用などにより、超過勤務の縮減を図ること。

3. 横浜植物防疫所東京支所として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。

4. 横浜植物防疫所東京支所として、鹿島出張所における年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できるよう啓発を図り、取得しやすい職場環境をつくること。また、諸休暇についても取得しやすい環境整備を図ること。
5. 横浜植物防疫所東京支所として、育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。
6. 横浜植物防疫所東京支所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

II 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、横浜植物防疫所東京支所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

III 新たな人事評価制度について

横浜植物防疫所東京支所における期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上